

# いじめ防止基本方針

土庄町立土庄中学校

## 【基本的な方針】

- ◎「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、どの学級にも起こりうるもの」であることを全教職員が強く意識し、常にいじめの把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は早期解決ができるように、学校の組織的な対応を行う。また、保護者、地域住民及び関係機関との連携を深めながら毅然とした指導をする。
- ◎いじめは絶対に許されないことであり、いじめられている生徒を守り抜く学校であることを表明し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が組織を有効に活用していじめの未然防止に積極的に取り組む。
- ◎全教育活動を通して、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに、互いを認め合うなかまづくりを推進するなかでいじめを許さない雰囲気づくり、安心・安全な学校づくりに努める。
- ◎健康観察アプリ「LEBER」、日常の触れ合いや「生活記録」、定期的な教育相談・いじめアンケートなどを通して、いじめの早期発見に努め、早期解決を図る。

## いじめ対策委員会（生徒指導委員会等）

【組織】 校長、教頭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、進路支援主事、教育相談担当（養護教諭）、学年生徒指導担当、※該当学級担任、その他関係教職員〔毎月の生徒指導委員会の中で「いじめ対策委員会」の開催〕  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー〔年3回の定例会と必要に応じて随時開催〕

## 【取組内容】

- ◆いじめの未然防止の体制整備及びその取組の推進
- ◆いじめの正確な状況把握及びその分析
- ◆関係生徒に対する対応についての協議及び決定
  - ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援、いじめを行った生徒に対する指導
- ◆関係保護者に対する対応についての協議及び決定
  - ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援、いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ◆専門的な知識を有する関係者との連携
- ◆いじめ問題に関する教職員研修の推進

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの早期対応
人権尊重の精神に基づく教育活動の展開を図るとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を積極的に推進する。 ○日常的な触れ合いや機を捉えた教育相談により、生徒一人一人の「居場所づくり」を推進する。 ○生徒一人一人が活躍したり、自己決定したりする場や機会を多く設定し、自己有用感を高める。 ○認め合い、支え合い、高め合うなかまづくりを推進する。	学校、家庭、関係機関が密接に連携するとともに、全教職員が常に生徒一人一人の状況や背景把握に努め、いじめを見逃さない。 ○気になる生徒の状況について、毎朝の職員朝礼で情報を共有し、見守りの体制を整える。 ○教育相談窓口を周知するなど、教育相談体制を整備する。 ○いじめ防止等の対策に関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。	いじめに関する詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行って、関係者が納得できる解決及び関係修復を図る。 ○いじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学校の組織的な対応につなげる。 ○全教員が協力できる実効性のある生徒指導体制の確立を図る。 ○いじめ対策委員会を核とした全校的ないじめ対応の指導体制の確立を図る。
<b>【方策】</b> ☆道徳教育及び体験活動の推進及び生徒主体のいじめ防止の取組 ☆本音で語り合う「(プチ・ミニ)こころのつどい」の実施 ☆多様性を認め、実態に応じた人権・同和問題学習の計画的実施 ☆情報モラルに関する指導の徹底及び保護者啓発の推進	<b>【方策】</b> ☆日常的な生徒の行動の注視や生徒との対話による状況把握 ☆「生活記録」の活用及び毎学期のいじめアンケートの実施 ☆事前アンケートを活用した定期教育相談の実施 ☆家庭訪問（電話連絡）による保護者との連携（LEBERも含む）	<b>【方策】</b> ☆詳細な事実確認と組織的な対応 ☆いじめに関係する生徒及び保護者への相談と支援並びに助言・指導 ☆関係機関との連携 ☆全教員の共感的理解及び共通理解に基づく共通実践 ☆いじめに係る指導等の記録

保護者との連携	関係機関との連携	取組の評価・検証
○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。 ○いじめが解消した場合も、双方の保護者と継続的な連絡を行って、再発防止に努める。	○重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、その後の対応等について相談する。 ○いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものと認めるときには、警察と連携して毅然とした対処をする。	○いじめの未然防止・発生時の対応等に関する取組について、生徒、教職員及び保護者等による学校評価を計画的に実施・検証する。 ○学校評価結果を町教育委員会に報告するとともに、保護者、地域住民等に公開する。